東法連ニュース

2021年（令和3年）
2・3月号
第417号

一般社団法人 東京法人会連合会© 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL 03-3357-0771（代） URL：http://www.tohoren.or.jp Mail：info@tohoren.or.jp

令和3年度事業計画等を審議

税の啓発活動など公益性の高い広報の推進に努める

広報委員会

あいさつする
加藤和夫委員長

令和2年度第2回広報委員会（加藤和夫委員長・青梅法人会会長）が、2月2日全法連会館で開催され、広報関連の令和3年度事業計画等についての審議や法人会の広報活動について意見交換を行なった。

令和3年度事業計画では、「法人会の知名度の向上、会員への会活動の周知、会員増強のための広報活動の充実」とともに、「一般に対しての税の啓発活動をはじめとする公益性の高い広報の推進に努める」としている。

コロナ禍で従来に増してHPを活用した各種広報施策を実施

具体的な事業としては、令和3年度も引き続き「税を考える週間」や「確定申告期」にJR電車内広告などのメディアを活用した広報や、e—Taxなどのポスターの作成、パブリシティ活動などを実施する。

また、令和2年度においては、コロナ禍にあって、ホームページの活用を図り、東京国税局の協力で作成した決算法人説明会の動画や、税制講演会など開催した研修会の動画を東法連HPに掲載した。さらに、コロナ禍での各単位会の事業実施状況について、各会にアンケートを行ったうえで、東法連HPに掲載し、各会との情報共有を行った。令和3年度においても、従来以上にHPを活用した各種広報施策を実施し、法人会のPR、単位会との情報共有に努めることとする。

令和3年度事業計画等を審議する広報委員会

コロナ関連等マスコミや会員の興味を惹くアンケートが効果的

委員からは法人会の広報活動について様々な意見が寄せられた。

「全法連の税制改正提言の新聞全面意見広告は効果が高かった」、「キッザニアはマスコミに取り上げられるので、もっと法人会名が出るよう工夫したい」、「アンケート調査システムの登録者、回答者を増やすには、コロナやオリンピック関連など、マスコミや会員が興味を持てるアンケートを行うことが効果的である」、「法人会ポスターは、本業にプラスになる等、法人会のメリットを強調した方が良い」、「けんたグッズは年齢層の低い人向けのデザインが多いので、大人向けのものが欲しい」等。こうした意見は、東法連でまとめたうえ、全法連に要望として伝えることになった。

令和3年度 税制改正大綱 ―法人会の税制改正提言―

～中小企業向けの法人税の軽減税率は2年延長、固定資産税は据え置きなど～

政府は、令和2年12月21日に令和3年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例の適用期限の延長は実現され、固定資産税や産業競争力強化に係る措置などウィズコロナ・ポストコロナを意識した税制改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設

青色申告法人が事業適応計画について産業競争力強化法の認定を受け、令和5年3月31日までに事業適応計画の実施のためのソフトウエア等の新設・増設などをした場合に、取得価額の30％の特別償却か取得価額の3％の税額控除が認められます。なお税額控除は、グループ外の事業者とデータ連携する場合には5％に引き上げられます。

■研究開発税制の見直し

総額に係る税額控除制度については、税額控除率の下限を6％から2％に引き下げ、上限を10％から14％に引き上げられます。

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度のうち、基準年度に比較して売上が2％以上減少し、試験研究費が基準年度を超える場合に、控除税額について当期の法人税の5％が上乗せされます。

■所得拡大税制の見直し

青色申告法人が令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する各事業年度に、新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2％以上の場合、控除対象新規雇用者給与等支給額の15％を税額控除できる制度となります。なお、教育訓練費の増加割合が20％以上の場合は、控除対象新規雇用者給与支給額の20％まで税額控除が拡大されます。

中小企業向け所得拡大税制は、増加割合1・5％の判定を、継続雇用者給与等支給額の比較から、雇用者給与等支給額での比較へと変更します。また、税額控除率25％になるか否かの判定についても、継続雇用者給与等支給額の比較から、雇用者給与等支給額で比較して増加割合が2・5％以上か否かの判定を行います。

■繰越欠損金の控除上限の特例の創設

青色申告法人が産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受け、事業適応計画に従って事業適応を実施する者の適用事業年度に、令和2年4月1日から令和3年4月1日を含む事業年に生じた欠損金がある場合には、欠損金の繰越控除前の所得の金額の範囲内で損金算入できることになります。

■株式を対価とするM&Aの促進

会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式の交付を受けた場合は、その譲渡した株式の譲渡損益を繰り延べることとします。

■カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

青色申告法人が産業競争力強化法の中長期環境適応計画について認定を受け、令和6年3月31日までに、その計画に記載された中長期環境適応生産性向上設備（仮称）又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備（仮称）を取得した場合に、取得価額の50％の特別償却、あるいは取得価額の5％の税額控除を選択適用できます。なお、税額控除については、温室効果ガスの削減に著しく資するものにあたっては10％に控除額が拡大されます。

■中小企業向け税制

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限は2年延長されます。

中小企業投資促進税制について、①不動産業、②物品賃貸業、③料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これに類する事業（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）を指定事業に加えて、適用期限が2年間延長されます。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税に関する特例措置

住宅ローン減税について13年間利用できる特例が、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに居住の用に供した場合まで延長されることになりました。

住宅の床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅についても、住宅ローン減税の特例が利用できるようになります。ただし、13年間の控除期間のうち、合計所得金額が1000万円を超える年については、適用されません。

■同族会社が発行した社債の利子

同族会社が発行した社債の利子・償還金について、法人と特殊の関係のある個人及び親族が受け取る場合は、総合課税の対象となり累進税率が適用されます。令和3年4月1日以後に受け取るものから適用になります。

■**短期退職手当等**

退職手当のうち、勤続年数が5年以下である者が受けるもので、特定役員退職手当に該当しないものを短期退職手当等とし、収入金額から退職所得控除額を控除して300万円を超える部分には、退職所得の計算の際に2分の1とする措置を適用しないことになります。令和4年分から適用されます。

■**子育て助成の非課税**

国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成について、非課税とします。

消費税関係

■**課税売上割合に準ずる割合の承認申請**

課税売上割合に準ずる割合の承認申請について、課税期間の末日までに提出して、1ケ月以内で承認を受けることで、提出した課税期間から課税売上割合に準ずる割合が利用できます。

■**電気ガス供給施設利用権の範囲**

調整対象固定資産である電気ガス供給施設利用権の範囲に、電気事業法の配電業者に対して電気供給施設を設けるために要する費用を負担して、電気供給施設を利用して電気の供給を受ける権利が加えられます。

■**産後ケア事業は非課税**

母子健康法の改正により創設される産後ケア事業は、社会福祉事業に類するものとして非課税となります。

■**20万円以下の国際郵便による輸出**

20万円以下の国際郵便で輸出をした場合に、輸出免税の適用を受けるためには、輸出したことを証明する書類として、日本郵便株式会社より交付を受けた郵便物の引受証及び発送伝票の控えの保存が必要となります。令和3年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

相続税・贈与税

■**国際金融都市に向けた税制上の措置**

国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始の時又は贈与の時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続・贈与により取得する国外財産には相続税又は贈与税を課さないこととします。

■**住宅取得資金の贈与**

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税措置について、令和3年4月1日から令和3年12月31日までに契約した場合は、現行と同額で据え置かれます。

省エネ・バリアフリー住宅 消費税率10%	1,500万円
省エネ・バリアフリー住宅 消費税率8%以下	1,500万円
上記以外の住宅 消費税率10%	1,000万円
上記以外の住宅 消費税率8%以下	500万円

受贈者が贈与を受けた年の合計所得金額が1000万円以下の場合には、面積要件が緩和され40㎡以上となります。

■**教育資金の一括贈与制度**

教育資金の一括贈与について、贈与者死亡時に残額がある場合に、相続税の対象となります。ただし、受贈者が、①23歳未満である場合、②学校等に在学している場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は、相続税の対象となりません。

なお、受贈者が孫・ひ孫の場合は2割加算の対象とされます。

■**結婚・子育て資金の一括贈与制度**

受贈者が孫・ひ孫の場合に2割加算の対象とします。受贈者の年齢制限は、20歳以上から18歳以上に引き下げられます。

その他

■**税務関係書類の押印義務の見直し**

納税者の押印が必要とされてきた税務関係書類について、基本的に押印不要となります。押印が必要なものは、①担保提供関係書類及び物納手続関係書類で、実印の押印と印鑑証明書の添付を求めている書類、②相続税及び贈与税の特例で、財産の分割協議に関する書類だけとなります。

■**電磁的記録等による保存制度の見直し**

承認制度を廃止して、正規の簿記の原則に従って記録されていれば紙への印刷は不要で、電子データのまま保管することが可能となります。令和4年1月1日以後の関係帳簿から適用されます。

訂正等履歴要件及び相互関連性要件など、従来の要件を満たす優良な電磁的記録等の保存を行う旨の届出を提出することで、過少申告加算税が5%軽減されます。令和4年1月1日以後に申告期限が到来するものから適用されます。

■**スキャナ保存制度**

承認制度を廃止して、要件が大幅に緩和されます。会計システムにおいて訂正削除履歴が残る場合は、タイムスタンプも不要となり、2ケ月以内に入力することが求められます。書類への自署、相互けん制などの適正事務処理要件なども廃止されます。令和4年1月1日以後に保存する書類に適用されます。

■**固定資産税**

令和3年度は、固定資産税の評価替えの年となりますが、土地について、固定資産税の税額が増加する場合には、前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられます。なお、評価額が下がった場合は、通常通り減額となります。コロナ禍による対応となります。

☆記事内容についてのお問合せは…
TSK税理士法人
税理士　飯田 聡一郎
TEL 03-5363-5958
FAX 03-5363-5449
HP http://www.iida-office.jp/

東京法人会連合会

初代スポーツ庁長官鈴木大地氏が講演

東法連青年部会連絡協議会

あいさつする
遠藤正幸青連協会長

あいさつする高橋利充
青年部会担当副会長

東法連青年部会連絡協議会は、2月9日、全体連絡会議を、新宿のハイアットリージェンシー東京で開催した。本来は各会の青年部会員も出席予定であったが、コロナによる緊急事態宣言下にあり、正副会長、相談役、顧問のみの出席となった。

会議は、遠藤正幸青連協会長（荒川法人会理事）、高橋利充青年部会担当副会長（練馬西法人会会長）のあいさつで開会した。

講演する
鈴木大地氏

続いて、ソウルオリンピック金メダリストで初代スポーツ庁長官の鈴木大地氏による「Harvard式コーチング」と題した講演があり、出席できない各会青年部会員に向けてライブ配信を行った。

なお、ライブ配信では、回線の不具合により講演内容の一部が聞こえなくなったため、リモート参加者に対し、後日、講演内容を配信した。

熱心に講演を聴く参加者

都内6か所の街頭ビジョンで法人会とe-TaxをPR

東法連青連協では、例年「税を考える週間」に行っていた「東京横断法人会税務広報活動」を新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止としたため、その予算を活用し確定申告期冒頭に都内6か所の街頭ビジョンで法人会とe-TaxをPRした。PR広告には各会の青年部会長らが出演している。

街頭ビジョン広告

実施期間
令和3年2月13日（土）～2月19日（金）

実施場所
①新橋駅SL広場横
「新橋FAROシティビジョン」
②御徒町多慶屋本店
「多慶屋御徒町ビジョン」
③渋谷スクランブル交差点
「DHC　Channel」
④新宿駅東口「アルタビジョン」
⑤錦糸町駅南口
「錦糸町楽天地ビジョン」
⑥立川駅北口
「ISETAN TACHIKAWA VISION」

新宿アルタビジョン

都税のダイレクト納付が便利です

＼オフィスや自宅でラクラク電子納税／

ご利用時間　平日および月末最終土曜日と翌日の日曜日の8時30分～24時

電子納税とは?

地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用して、インターネット上で納付できるサービスです。令和元年10月から地方税共通納税システムが稼働し、さらに便利になりました。

取扱い税目は?

○法人事業税・法人都民税
　特別法人事業税／地方法人特別税
○事業所税
○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）

地方税共通納税システムには、こんなメリットがあります!

○ダイレクト納付が可能
事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納付方法です。
※引き続きインターネット・モバイルバンキング、ATMからも納付できます。

○全国の自治体に電子納付可能
・一度の操作で複数の自治体に一括納付できるようになります。
・東京都の公金収納取扱金融機関等以外からも納付できるようになります。

ご利用者の声

銀行に行く手間も時間もなくなり、他の仕事が捗ります!
全国の自治体に一括で納付できるのも便利です!

※ご不明な点は下記をご確認ください。
◆eLTAXホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp/）　エルタックス